

一般廃棄物残渣運搬業務委託 仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和４年魚沼市告示第 159 号）に定めるもののほか、本仕様書に従い実施するものとする。

1. 業務目的

本業務は、魚沼市（以下「発注者」という）が行うごみ処理業務において排出される焼却残渣及び不燃残渣について、受注者に運搬業務を委託することを目的とする。

2. 業務内容

番 号：令 8 長廃委第 2 号

業 務 名：一般廃棄物残渣運搬業務委託

履行期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

搬出場所：魚沼市 中島 地内

エコプラント魚沼（新潟県魚沼市中島 707-1）

運 搬 先：エコポート最終処分場（山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢 773-1～2）

3. 運搬品目及び予定数量

一般廃棄物残渣 予定数量 1,400 t

（１）焼却残渣 1,100 t／年

（２）不燃残渣 300 t／年

※ 見込みのため、確約するものではない。

4. 搬出要領

（１）搬出機材 1 回 6 t 以上の搬出が可能な機材を設置する。

（２）搬出時間 7：30 から 18：00 まで

（３）取扱要領

① 騒音や振動の発生を極力抑え近隣への配慮を十分にする。

② 搬出の日程は、発注者が送付する配車予定表に沿って行うものとし、1 週当たり 30 t ～ 50 t 程度を運搬する。予定に変更が生じた場合、発注者は受注者に対して速やかに連絡する。また受注者は、出来る範囲でこれに対応する。

③ 万一、機器の破損及び事故等があった場合は、受注者は発注者に速やかに報告し受注者の責任で修理補修を行うこと。

④ 運搬に当たっては、積荷の飛散及び雨水の浸入を防ぐ手立てを講じるものとし、車両運行にあたっては道路交通法の厳守し、安全運転に努める。

5. 提出書類

（１）各月の業務実績報告書

（２）計量伝票

6. 支払条件

月払いとし、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから 30 日以内に支払う。

7. そ の 他

- (1) 本件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において当該契約に係る歳出予算の減額又は削減のあった場合、契約を変更又は解除することがある。
- (2) 本仕様は残渣搬出に関する基本事項について定めたものであり、仕様に明記されていない事項であってもその業務を遂行するために当然必要と思われるものについては、受注者の責任において整備するものとする。
- (3) その他この業務を行うにあたり不明な点は双方で協議する。